

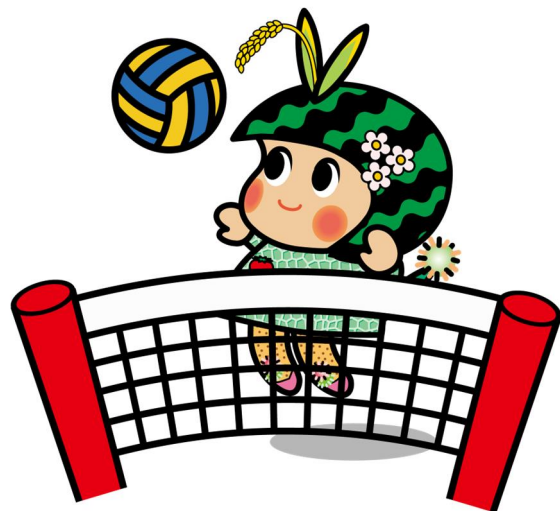
第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会

第3回総会



【柔道（全種別）】

【バレーボール（少年女子）】



きら
青の煌めきあおもり国スポ

2026

翔ける未来へ縄文の風に乗って
第80回国民スポーツ大会



【参考資料】

(1) 第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会会則	……………P 1
(2) 第 80 回国民スポーツ大会つがる市開催推進総合計画	……………P 5
(3) 第 80 回国民スポーツ大会つがる市開催推進総合計画年次計画	……………P 7
(4) 第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会専門委員会規程	……………P 8
(5) 第 80 回国民スポーツ大会つがる市広報基本計画	……………P10
(6) 第 80 回国民スポーツ大会つがる市市民協働基本計画	……………P12
(7) 第 80 回国民スポーツ大会つがる市歓迎・接伴基本計画	……………P13
(8) 第 80 回国民スポーツ大会つがる市競技運営基本計画	……………P14
(9) 第 80 回国民スポーツ大会つがる市施設整備基本計画	……………P15
(10) 第 80 回国民スポーツ大会つがる市宿泊基本計画	……………P16
(11) 第 80 回国民スポーツ大会つがる市医事・衛生基本計画	……………P18
(12) 第 80 回国民スポーツ大会つがる市輸送交通基本計画	……………P19
(13) 第 80 回国民スポーツ大会つがる市消防防災・警備基本計画	……………P21
(14) 第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会名簿	……………P22

第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、第80回国民スポーツ大会つがる市準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 準備委員会は、第80回国民スポーツ大会において、つがる市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体及び関係機関との連携調整に関すること。
- (6) 市民のスポーツ意識の高揚に関すること。
- (7) その他準備委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 準備委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) つがる市を代表する者
- (2) つがる市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 準備委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 35名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、つがる市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の同意を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順位により、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に、次の各号に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催し、及び議決することができない。ただし、総会に出席できない委員はあらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。

4 常任委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

6 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 総会から委任された事項に関すること。

(2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託に関すること。

(3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。

(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。

9 常任委員会は、第7項の規定により審議決定した事項及び次条第3項の規定により専門委員から報告があった事項を、必要に応じて次の総会に報告するものとする。

10 第8条の規定は、常任委員会の任期等について準用する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査し、及び審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。

3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について調査し、及び審議し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告する。

4 前3項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

5 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等に報告し、承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

- 2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第19条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

- 2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この会則は、令和3年7月1日から施行する。

第80回国民スポーツ大会つがる市開催推進総合計画

1. 趣旨

第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」（以下「国スポ」という。）の成功に向け、つがる市民の総力を結集し、おもてなしの心で、つがる市ならではの個性と魅力ある大会の実現に努めるとともに、新たな活力とにぎわいを創出する大会を目指し、「第80回国民スポーツ大会つがる市基本方針」に基づき開催推進総合計画を定めるものとする。

2. 主要項目

(1) 総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体（以下「県等」という。）と連携し、国スポを一過性のものとせず、将来のまちづくりにつながる大会とするため、総合的な計画を立案し、施策を推進する。

(2) 財務

県等との相互協力のもと、簡素な中にも実りある国スポを目指し、適切で効率的な財務を運営する。

(3) 広報

国スポに対する市民の関心や参加意欲を高めるため、効果的な広報活動を積極的に展開するとともに、歴史・文化・自然・食など本市の魅力を全国に発信する。

(4) 市民協働

市民総参加のもと一丸となって大会を盛り上げていくことにより、国スポ開催の意義を広め、市民一人ひとりが活躍する手づくりの大会とする。そして国スポの経験をその後の市民協働によるまちづくりにつなげる。

(5) 歓迎・接伴

選手や監督をはじめ、本市を訪れる方々を温かくお迎えするとともに、本市の観光・文化・産業等を広く紹介し、もう一度訪れていただけるよう心のこもったおもてなしを提供する。

(6) 競技

県等との連携を強化しながら、競技会に必要な諸条件を整え、円滑で効率的な運営のために万全を期する。

(7) 式典

簡素な装飾や演出に努めることを基本としつつ、創意工夫をこらし、整然さや温かみのある式典とする。

(8) 施設

国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存施設の有効活用に努めることを前提としながら、国スポ開催後の市民等の施設利用も視野に入れた整備を行う。

(9) 宿泊

選手や監督をはじめ、本市を訪れる方々を温かくお迎えし、宿泊施設その他関係機関との連携により、十分にくつろいでいただける環境を整えるとともに、より多くの方々の受け入れができる効率的な配宿体制の確立を図る。

(10) 医事・衛生

国スポにかかわる全ての方々の健康を確保するとともに、大会を快適な環境のもとで開催するため、医療機関その他関係機関等との連携を強化する。さらに、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫対策及び医療救護体制の確立を図る。

(11) 輸送・交通

本市の交通事情を勘案し、交通事業者その他関係機関等との連携により、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努める。あわせて交通混雑の緩和と環境への負担の軽減のためにも公共交通機関の利用を促進し、交通安全の徹底を考慮した輸送・交通体制の確立を図る。

(12) 警備・消防

競技会場その他大会関係施設における治安の確保や災害の防止、非常時における緊急対応に万全を期するため、警察・消防その他関係機関と連携しながら、警備・消防防災体制の確立を図る。

3. 年次計画

第80回国民スポーツ大会つがる市開催準備総合計画の年次計画は次の別表のとおりとする。また、年次計画は進行管理を行うとともに、適宜見直しを行う。

第80回国民スポーツ大会つがる市開催推進総合計画 年次計画

令和4年2月14日
第1回常任委員会 決定

年度	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	
	令和2年(6年前)	令和3年(5年前)	令和4年(4年前)	令和5年(3年前)	令和6年(2年前)	令和7年(1年前)	令和8年(開催年)	
開催県	鹿児島県(延期)	三重県(中止)	栃木県	鹿児島県	佐賀県	滋賀県	青森県	
主要行事	国スポ準備室設置			文科省・JSP0総合視察 会期決定 実行委員会へ改組		中央競技団体第2次視察 リハーサル大会開催		
準備組織	準備委員会設立発起人会	準備委員会設立・第1回総会 常任委員会	準備委員会第2回総会 総務企画専門委員会 競技式典専門委員会 宿泊衛生専門委員会 輸送交通専門委員会	準備委員会第3回総会 実行委員会第1回総会	実行委員会第2回総会	実行委員会第3回総会	実行委員会第4回総会 実行委員会第5回総会	
総務企画関係	総務企画	開催基本方針等 開催推進総合計画	計画進行・管理		運営ガイドライン 識別用品整備要項 支給物品等配布要項 拾得遺失物取扱要項 保険加入要項	リハ大会実施本部マニュアル リハ大会識別用品配布 リハ大会支給物品等配布 リハ大会拾得遺失物取扱 リハ大会保険加入	国スポ実施本部マニュアル 国スポ識別用品配布 国スポ支給物品等配布 国スポ拾得遺失物取扱 国スポ保険加入	
	財務	本大会経費調査・検討、編成 リハーサル大会経費調査・検討、編成					リハ大会予算執行・決算	国スポ予算執行・決算
	広報	準備委員会ウェブサイト開設 広報看板等設置・随時更新		広報基本計画	広報啓発活動推進 実行委員会ウェブサイトへ移行		大会報告書編集方針策定	大会報告書作成
	市民協働			市民協働基本計画 ボランティア募集等の検討	市民協働活動推進 ボランティア募集・養成		リハ大会ボランティア配置	国スポボランティア配置
	歓迎接伴			歓迎接伴基本計画	歓迎接伴要項検討・策定 案内所・休憩所等設置要項検討・策定 売店設置要項検討・策定 歓迎装飾要項検討・策定	ガイドブック等作成・配布 リハ大会案内所等設置 リハ大会売店設置 リハ大会歓迎装飾	国スポ案内所等設置 国スポ売店設置 国スポ歓迎装飾	
	競技	競技用具整備計画第1次調査 競技役員等第1次編成調査 リハ大会開催意向調査	競技用具整備計画第2次調査 競技役員等第2次編成調査	競技運営基本計画 競技別日程・組合せ検討	競技別実施要項検討 競技用具整備計画推進		競技別実施要項策定 組合せ抽選会実施要項策定	競技別プログラム作成 組合せ抽選会実施
	式典				式典基本計画 炬火イベント基本計画	リハ大会式典 炬火イベント実施要項	国スポ式典 炬火イベント	
施設	総合体育館整備			総合体育館供用開始	競技会場管理計画	リハ大会会場設営	国スポ会場設営	
宿泊衛生関係	宿泊		宿泊基本計画 第1次仮配宿シミュレーション	宿泊実施要項検討 宿舎充足対策検討・実施	リハ大会宿泊実施要項	国スポ宿泊実施要項	国スポ宿泊本部設置 国スポ配宿実施	
	医事衛生		医事衛生基本計画	医療救護要項 防疫対策要項 食品衛生対策要項 環境衛生対策要項	医療救護実施要領 リハ大会救護所設置計画 防疫対策実施要領 食品衛生対策実施要領 環境衛生対策実施要領	国スポ宿泊実施要項 リハ大会救護所設置	国スポ宿泊本部設置 国スポ医療衛生本部設置	
輸送交通関係	輸送交通		輸送交通基本計画	輸送交通業務実施要項 輸送量調査・シミュレーション	リハ大会輸送計画	リハ大会輸送計画	国スポ輸送本部設置 国スポ輸送本部設置	
	警察消防		警備消防防災基本計画	警備消防防災業務実施要項検討・作成		リハ大会警備消防防災本部設置	国スポ警備消防防災本部設置	

第80回国民スポーツ大会「青の煌めきあおもり国スポ」開催

第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会専門委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会会則（令和 3 年 7 月 1 日決定）第 13 条第 4 項に基づき、第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び付託事項)

第 2 条 専門委員会の名称及び第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会常任委員会からの付託事項は別表のとおりとする。

(役員)

第 3 条 専門委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第 4 条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第 5 条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指定した順位により、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 3 専門委員会の議事は、出席した専門委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 専門委員会は、必要があると認めるときには、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第 7 条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会の委員は、会長が委嘱した委員（以下「部会委員」という。）をもって構成する。
- 3 第 3 条から第 5 条まで並びに第 6 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。
- 4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(委任)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営について必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

付 則

この規程は、令和4年2月14日から施行する。

別表(第2条関係)

名 称	付 託 事 項
総務企画専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民協働に関すること。 5 歓迎、接伴に関すること。 6 ほかの専門委員会に属さない事項に関すること。
競技式典専門委員会	1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。
宿泊衛生専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事・衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。
輸送交通専門委員会	1 輸送・交通に関すること。 2 警備・消防に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。

第 80 回国民スポーツ大会つがる市広報基本計画

1. 目的

第 80 回国民スポーツ大会の開催に対する市民の理解と関心を深め、参加意識の高揚を図るとともに、歴史や文化、産業、観光、自然、食など、本市の多彩な魅力を広く発信するため、効果的かつ積極的な広報活動を行う。

2. 内容

(1) 愛称・スローガン等の活用による広報

大会愛称・スローガン、マスコットなどの活用及び普及により、市民への周知を図る。

- (ア) 愛称・スローガン、マスコットキャラクター等の活用及び普及
- (イ) イメージソング等の活用及び普及

(2) 印刷物等による広報

愛称・スローガン、マスコットキャラクター等を活用して、各種印刷物や啓発用物品を作成する。

- (ア) ポスター、パンフレット、PR 広報誌の作成
- (イ) 啓発グッズの作成
- (ウ) 関係機関等の刊行物への掲載

(3) 多様な媒体による広報

多様なメディアを活用し、効果的な情報発信を行う。

- (ア) ホームページや SNS 等、インターネットによる情報発信
- (イ) 新聞、テレビ、ラジオ等による広報
- (ウ) 市広報誌等の活用

(4) 工作物等による広報

工作物を作製し、活用する。

- (ア) 広告塔、歓迎塔の設置
- (イ) 横断幕、懸垂幕、のぼり旗の設置
- (ウ) 案内板の設置
- (エ) カウントダウンボードの設置

(5) イベントによる広報

啓発イベントを開催するとともに、関係機関・団体等のイベントと連携し、効果的な情報発信を行う。

- (ア) 啓発イベントの開催
- (イ) 市内既存イベント等との連携
- (ウ) 市の PR 活動との連携

(6) 大会記録集による広報

「第 80 回国民スポーツ大会」の成果を記録にとどめるため、大会報告書、写真集等を制作する。

- (ア) 大会報告書の作成
- (イ) 記録写真集の作成
- (ウ) 大会記録映像の作成

第 80 回国民スポーツ大会つがる市市民協働基本計画

1. 目的

第 80 回国民スポーツ大会の成功に向け、市民一人ひとりがそれぞれの立場で積極的に国民スポーツ大会に参加する意識を高め、市民総参加で感動と友情の輪が広がる魅力ある大会にするとともに、本市のまちづくりの基本理念である「新田の歴史が彩る日本のふるさと」の実現につなげていくことを目的とする。

2. 基本目標

(1) 市民一人ひとりの力で盛り上げる大会

市民一人ひとりが何らかの形で国民スポーツ大会に関わりを持つことにより、ともに喜びと感動を分かち合える大会を目指す。

(2) おもてなしの心で温かく迎える大会

全国から訪れる方々を、おもてなしの心を持って温かくお迎えすることにより、感動と友情の輪を広げる大会を目指す。

(3) 本市の魅力を全国にアピールする大会

全国から訪れる方々に様々な機会を通して、本市の歴史、文化、産業、食、観光、自然などの多彩な魅力を広く発信する大会を目指す。

(4) クリーンで快適な大会

清掃美化活動やごみの分別の徹底、リサイクルの推進等を通じて、美しく快適な大会を目指す。

3. 推進方法

(1) 市民の理解と関心を高め、市民一人ひとりの自発的活動として運動が広がるよう、各種広報活動を進める。

(2) 市民参加の機会が広範囲になるよう、市民団体、関係機関等と連携して進める。

(3) 既存の各種市民運動や企業の社会貢献活動などと連携し、それぞれの立場に応じて推進分野を分担し、一人でも多くの市民の理解と参加が得られるように活動を進める。

第 80 回国民スポーツ大会つがる市歓迎・接伴基本計画

1. 目的

第 80 回国民スポーツ大会に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員、その他関係者及び一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の歓迎・接伴については、関係機関や団体等の協力を得て、全国から訪れる方々に本市の魅力を広く伝え、再度の来訪につながるよう、心を込めたおもてなしを提供することを目的とする。

2. 内容

(1) 案内所の設置

大会参加者等の便宜を図るため、競技会場、主要駅等に案内所を設置し、競技、宿泊、交通、観光、物産等の案内及び連絡業務等を行う。

(2) 休憩所の設置

大会参加者等の憩いの場、交流の場として利用するため、競技会場に休憩所を設置する。

(3) 売店等の設置

(ア) 大会参加者等の便宜を図るとともに、本市の特産物等の紹介及び販売を促進するため、関係機関・団体の協力を得て、競技会場に売店等を設置する。

(イ) 売店等では、ゴミの減量化、持ち帰り運動、分別収集に努める。

(4) 歓迎装飾の実施

大会参加者等を歓迎するため、競技会場、主要駅、その他必要な場所において歓迎装飾を行う。

(5) 接遇意識の高揚

大会参加者等に対し、おもてなしの心で接遇するため、関係機関・団体等の協力を得て、接遇意識の高揚に努める。

(6) 情報の発信・提供

大会参加者等が必要とする情報（競技、宿泊、交通、観光、物産等）を円滑に提供できるよう、SNS 等のインターネット上における情報発信の推進に努め、併せて戦略的観光 PR の充実を図る。

第 80 回国民スポーツ大会つがる市競技運営基本計画

1. 目的

第 80 回国民スポーツ大会において、本市で開催される競技会の運営については、「第 80 回国民スポーツ大会つがる市開催準備総合計画」に基づき、円滑で効率的な運営を行うため、県、競技団体、関係機関及び関係団体との連携を強化し、準備に万全を期する。

2. 内容

(1) 競技会運営

競技会の運営については、県、競技団体及びその他関係機関との連携強化を図るとともに、広範多岐にわたる業務を効率的かつ円滑に運営できる体制づくりを行う。

(2) 競技役員等の編成

競技役員等の編成については、県、競技団体及びその他関係機関と協議の上、適正な配置を行う。

(3) 競技会場及び練習会場の確保・整備

競技会場及び練習会場の確保・整備については、県、競技団体及びその他関係機関と十分協議の上、計画的かつ効率的に行う。

(4) 競技用具の整備

競技用具の整備については、県、競技団体及びその他関係機関と十分協議の上、現有するものをできる限り活用しながら、競技運営に支障のないよう計画的かつ効率的に行う。

(5) 競技記録

競技記録の収集及び速報については、県及び競技団体と十分協議の上、迅速かつ正確に処理できる体制づくりを行う。

(6) リハーサル大会

リハーサル大会については、競技会運営能力の向上を図るとともに、第 80 回国民スポーツ大会開催に対する市民の機運醸成を図るため、県及び競技団体と協力して開催する。

第 80 回国民スポーツ大会つがる市施設整備基本計画

1. 目的

第 80 回国民スポーツ大会においてつがる市で開催される競技会の施設整備については、「第 80 回国民スポーツ大会つがる市開催準備総合計画」に基づき、既存施設の有効活用を図るとともに、競技運営に支障が無いよう整備を行う。

2. 内容

(1) 競技施設の整備

競技施設の整備については、競技運営に支障が無いよう、県、競技団体及びその他関係機関と十分協議の上、既存施設の有効活用を原則とし、仮設等での対応を含め、最小限の整備にとどめる。

(2) 練習会場の整備

練習会場の整備については、県、競技団体及びその他関係機関と十分協議の上、既存施設を活用する。

(3) 臨時仮設物の整備

競技施設、運営所、観客席、案内所等の競技会の運営に係る臨時仮設物については、県、競技団体及びその他関係機関と十分協議の上、整備を行う。

(4) 仮設給排水施設整備

接待所、トイレ等で、仮設給排水施設が必要と認められる箇所については、関係機関と十分協議の上、整備を行う。

(5) 臨時駐車場の整備

競技会場の周辺等に大会参加者等の駐車場を確保するため、必要に応じて臨時駐車場を整備する。

第 80 回国民スポーツ大会つがる市宿泊基本計画

1. 目的

第 80 回国民スポーツ大会に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）の宿泊については、大会参加者がそれぞれの分野で十分な活躍ができるよう万全を期するために、「第 80 回国民スポーツ大会つがる市開催準備総合計画」に基づき、安全で快適な宿泊環境を整えるとともに、より多くの方々の受け入れができる効率的な配宿体制の確立を目的とする。

2. 内容

(1) 宿舎

- (ア) 大会参加者の宿舎は、原則として市内の旅館等（「旅館業法」の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ）を利用する。
- (イ) 市内の旅館等で大会参加者の収容が困難な場合は、県、関係機関等と協議の上、公共施設や近隣市町の旅館等を利用する。
- (ウ) 風紀上、衛生上及び安全対策上支障があると認められる旅館等は利用しない。

(2) 配宿

- (ア) 選手、監督及び競技会に関わる役員（以下「選手、監督等」という。）の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、大会運営に支障のないよう留意して行う。ただし、近隣市町の旅館等に配宿する場合及び選手、監督等を除く大会参加者の配宿は、県と協議して行う。
- (イ) 選手及び監督の配宿は、都道府県別、競技別、競技種別及び男女別を考慮して行う。
- (ウ) 役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として選手及び監督の宿舎とは別にする。

(3) 宿泊料金

大会参加者の宿泊料金は、県と旅館等の関係団体が協議した結果を踏まえ、県と公益財団法人日本スポーツ協会が協議をした上で、公益財団法人日本スポーツ協会において決定したものを適用する。

(4) 食事

大会参加者に提供する食事は、衛生的で栄養バランスが良く、地元の食材を取り入れた郷土色豊かなものを提供する。

第 80 回国民スポーツ大会つがる市医事・衛生基本計画

1. 目的

第 80 回国民スポーツ大会に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）の医事・衛生については、「第 80 回国民スポーツ大会つがる市開催準備総合計画」に基づき、大会参加者等が十分な活躍と観覧ができるよう、医療救護体制を整えるとともに、清潔で快適な環境の整備に努める。

2. 内容

(1) 医療救護

(ア) 大会参加者等の傷病の発生に速やかに対応するため、関係機関等の協力を得て、各競技会場に救護所を設置するとともに、応急処置及び必要に応じた医療機関への移送等、医療救護体制を整える。

(イ) 救護所及び救急車等の利用に要した経費を除き、医療費は受診者の負担とする。

(2) 防疫

大会参加者等の感染症の発生を防止するため、関係機関等の協力を得て、防疫体制を整えるとともに、衛生に対する意識の向上を図る。

(3) 食品衛生

大会参加者等の食品に起因する衛生上の危害を防止するため、関係機関等の協力を得て、宿舎及び食品取扱施設等の監視、指導を行うとともに、食品衛生に対する意識の向上を図る。

(4) 環境衛生

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関等のもとより、広く市民の協力を得て、宿舎の衛生対策、廃棄物の減量化及び適切な処理、衛生害虫等の駆除、飲料水の衛生対策、動物の適正管理等に努めるとともに、環境衛生に対する意識の向上を図る。

第 80 回国民スポーツ大会つがる市輸送交通基本計画

1. 目的

第 80 回国民スポーツ大会に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員、その他関係者（以下「大会関係者」という。）及び一般観覧者の輸送・交通については、「第 80 回国民スポーツ大会つがる市開催準備総合計画」に基づき、交通状況等に十分配慮しながら、安全かつ効率的な輸送を行うものとする。

2. 内容

(1) 輸送対策

(ア) 輸送原則

輸送に当たっては、原則として既存の公共交通機関を利用し、料金は自己負担とする。

(イ) 計画輸送

競技の特殊性及び競技会場、練習会場、宿泊施設間の公共交通機関の状況等から必要と認めるときは、計画輸送を行う。

(ウ) 競技共催市間の輸送

他市と共催で行う競技の競技関係者の輸送については、当該共催市と協議の上、別に定める。

(2) 交通対策

(ア) 交通規制

大会参加者関係車両の安全かつ円滑な運行を図るとともに、一般交通に与える影響を最小限にとどめるため、所轄警察署及びその他関係機関と協議の上、必要に応じて交通規制等の対策を講じる。

(イ) 交通の整理誘導

大会参加者関係車両及び一般観覧者車両の安全確保を図り、目的地に迅速に到着させるため、競技会場及び練習会場の周辺道路に案内標識を掲出するとともに、必要に応じて整理誘導員を配置する。

(3) 駐車場対策

(ア) 駐車場の確保

競技会場、練習会場及びその周辺に必要な駐車場の確保に努め、必要に応じて駐車場整理員を配置し、駐車場が遠隔地になるときは必要な措置を講じる。

(イ) 駐車場の利用

大会参加者関係車両の駐車場の利用は、運営上必要と認められるものに限定し、駐車場への誘導を円滑に行うため、事前に許可証等を交付するなど、必要な措置を講じる。また、一般観覧者については、自家用車での来場の自粛を積極的に呼び掛け、駐車場の利用を最小限にとどめる。

(4) 交通環境整備

交通混雑の緩和と環境への負荷の軽減のため、大会参加者及び一般観覧者に対し公共交通機関の利用及び自家用車での来場の自粛を呼び掛けるとともに、市民に対しても渋滞の原因となる違法駐車防止、自家用車利用の自粛協力等交通環境整備のための啓発に努める。

第 80 回国民スポーツ大会つがる市消防防災・警備基本計画

1. 目的

第 80 回国民スポーツ大会における消防防災・警備対策については、「第 80 回国民スポーツ大会つがる市開催準備総合計画」に基づき、関係機関及び団体等との緊密な連携のもとに、消防防災・警備体制の確立を図り、安全・安心かつ円滑な大会運営が行われるよう万全を期することを目的とする。

2. 内容

(1) 消防防災対策

- (ア) 競技会場、練習会場及び宿泊施設等（以下「競技会場等」という。）の火災、その他災害の予防及び災害発生時における情報収集・伝達、避難誘導及び救急救助等に関する諸対策を講じる。
- (イ) 大会期間中の火災、その他の災害の未然防止及び災害発生時の被害の軽減を図るため、防火・防災意識の高揚を図る。

(2) 警備対策

- (ア) 競技会場等における雑踏事故、その他の事故及び事件の防止を重点とした適切な警備措置を講じる。
- (イ) 大会期間中には、暴力事犯・盗犯防止等の諸対策を推進し、犯罪の予防に努める。

(3) 関係機関等との連絡調整

消防防災・警備対策の円滑な推進を図るため、関係機関及び団体等と緊密な連携を保つとともに、情報連絡体制を確立する。

第 80 回国民スポーツ大会つがる市準備委員会名簿

【会長】

(順不同・敬称略)

番号	区 分	所属機関・団体	役職名	氏 名
1	市	つがる市	市長	倉光 弘昭

【副会長】

番号	区 分	所属機関・団体	役職名	氏 名
1	市議会	つがる市議会	議長	木村 良博
2	市	つがる市	副市長	今 正行
3	市教委	つがる市教育委員会	教育長	山谷 光寛
4	スポーツ	特定非営利活動法人つがる市スポーツ協会	会長	成田 昭司
5	宿泊・観光	つがる市観光物産協会	会長	川嶋 大史
6	産業・経済	つがる市商工会	会長	宮本 純一

【常任委員】

番号	区 分	所属機関・団体	役職名	氏 名
1	市議会	つがる市議会	副議長	成田 克子
2		つがる市議会議会運営委員会	委員長	佐々木 慶和
3		つがる市議会総務常任委員会	委員長	成田 博
4		つがる市議会経済建設常任委員会	委員長	田中 透
5		つがる市議会教育民生常任委員会	委員長	齊藤 渡
6	スポーツ	青森県バレーボール協会	会長	大瀬 良一
7		青森県柔道連盟	会長	豊嶋 弘文
8	学校	つがる市校長会	会長	桑村 哲二
9		青森県立木造高等学校	校長	下山 敦史
10	産業・経済	きづくり商店街振興会	会長	澁谷 省一
11	社会団体等	つがる市自治会連合会	会長	白戸 英行
12	医療・福祉	社会福祉法人つがる市社会福祉協議会	会長	白戸 英行
13		一般社団法人西北五医師会	副会長	宮重 希典
14	警備・消防	つがる市消防署	署長	田中 久仁
15	通信・輸送	東日本旅客鉄道株式会社秋田支社五所川原駅	駅長	山本 陽
16		弘南バス株式会社	代表取締役社長	工藤 智久
17	市	つがる市総務部	部長	坂本 潤一
18		つがる市財政部	部長	平田 光世
19		つがる市民生部	部長	成田 毅彦

20	市	つがる市健康福祉部	部長	高橋 一也
21		つがる市経済部	部長	工藤 睦郎
22		つがる市建設部	部長	工藤 一志
23		つがる市教育委員会教育部	部長	三上 恒寛
24		つがる市議会事務局	事務局長	工藤 敏弘
25		つがる市監査委員事務局	事務局長	渡辺 一晋
26		つがる市農業委員会事務局	事務局長	竹内 攻規
27		つがる市選挙管理委員会事務局	事務局長	秋田 俊
28		つがる市消防本部	消防長	江良 康博

【委員】

番号	区分	所属機関・団体	役職名	氏名
1	スポーツ	青森県柔道連盟	理事長	盛 広
2		つがる市バレーボール協会	会長	山口 修一
3		つがる市柔道協会	会長	成田 正人
4		つがる市スポーツ少年団	本部長	田中 正治
5	社会団体等	ごしょつがる農業協同組合	代表理事組合長	山本 康樹
6		つがるにしきた農業協同組合	代表理事組合長	山中 満春
7		つがる市子ども会育成連絡協議会	会長	原田 正志
8		つがる市姉妹都市協会	会長	清野 幸喜
9		つがる市連合婦人会	会長	尾野 洋子
10		つがる市老人クラブ連合会	会長	柴谷 松雄
11		つがるライオンズクラブ	会長	高橋 尚裕
12		つがるロータリークラブ	会長	佐藤 眞治
13		公益社団法人つがる市シルバー人材センター	理事長	竹内 清弘
14	医療・福祉	西つがる歯科医師会	会長	大戸 勲
15		一般社団法人青森県薬剤師会西北五支部	担当委員	福士 則明
16		公益社団法人青森県看護協会西北五支部	支部長	齊藤 春美
17	宿泊・観光	つがる地球村株式会社	代表取締役	今 正行
18		株式会社つがる総合商社	代表取締役	尾野 章三
19		有限会社稲垣温泉ホテル	代表取締役	片山 貴善
20		宗教法人高山稻荷神社	宮司	工藤 均
21	通信・輸送	日本郵便株式会社木造郵便局	局長	工藤 正幸
22		株式会社トーオ開発	代表取締役	佐藤 眞治
23		株式会社つがるバス	代表取締役	小寺 貴英
24		株式会社木村タクシー	代表取締役	東條 一彦

25	通信・輸送	有限会社朝日タクシー	取締役	吉田 英樹
26		つがる交通有限会社	代表取締役	藤田 典史
27	警備・消防	つがる地区交通安全協会	会長	片山 徳明
28		つがる地区交通指導隊	総隊長	成田 弘志
29		つがる市消防団	団長	大淵 則昭

【監事】

番号	区 分	所属機関・団体	役職名	氏 名
1	市	つがる市	代表監査委員	台丸谷 績
2		つがる市	会計管理者	木津谷 昭弘

【顧問】

番号	区 分	所属機関・団体	役職名	氏 名
1	県議会	青森県議会	議長	三橋 一三
2	市議会	つがる市議会	議員	平田 浩介
3		つがる市議会	議員	山内 勝
4		つがる市議会	議員	三橋 あさみ
5		つがる市議会	議員	秋田谷 建幸
6		つがる市議会	議員	佐々木 敬藏
7		つがる市議会	議員	長谷川 榮子
8		つがる市議会	議員	佐藤 孝志
9		つがる市議会	議員	野呂 司
10		つがる市議会	議員	天坂 昭市
11		つがる市議会	議員	平川 豊
12		つがる市議会	議員	山本 清秋
13		つがる市議会	議員	高橋 作藏
14		市教委	つがる市教育委員会	委員
15	つがる市教育委員会		委員	平田 昌子
16	つがる市教育委員会		委員	帯川 圭太
17	つがる市教育委員会		委員	佐藤 勢津子
18	つがる市教育委員会		委員	出町 義成
19	警備・消防	つがる警察署	署長	坂下 浩章

【参与】

番号	区 分	所属機関・団体	役職名	氏 名
1	報道	株式会社東奥日報社 つがる支局	支局長	長内 健
2		株式会社陸奥新報社 五所川原支社	部長	下山 高秋

3	報道	株式会社読売新聞社 弘前支局	支局長	安永 真人
4		株式会社朝日新聞社 青森総局	総局長	伊藤 唯行
5		株式会社毎日新聞社 青森支局	支局長	遠山 和彦
6		株式会社河北新報社 青森総局		竹内 明日香
7		一般社団法人共同通信社 青森支局	支局長	檜森 史朗
8		株式会社時事通信社 青森支局	支局長	落水 浩樹
9		青森放送株式会社 五所川原支局	支局長	秋田 巧平
10		青森朝日放送株式会社 弘前支社		西田 俊明
11		日本放送協会 弘前支局		砂川 侑花

会長：1名，副会長：6名，常任委員：28名，委員：29名，監事：2名，顧問：19名，参与：11名
合計：96名

MEMO



つがる市教育委員会 教育部 社会教育スポーツ課 国民スポーツ大会準備室
〒038-3138 青森県つがる市木造若緑 52
TEL 0173-49-1200 FAX 0173-49-1212